Face to Face

“地域へ感動を そして未来へ”

渡島（おしま）信用金庫

渡島信用金庫

渡島信用金庫ディスクロージャー2026

発行日:2026年(令和8年)7月

〒049-2326 茅部郡森町字御幸町115番地　TEL (01374)2-2024
〈ホームページ〉https://www.shinkin.co.jp/oshima/

OSHIMA SHINKIN BANK

DISCLOSURE 2026

渡島信用金庫ディスクロージャー2026

〈令和7年4月1日～令和8年3月31日〉

“地域へ感動を そして未来へ”

渡島（おしま）信用金庫

OSHIMA SHINKIN BANK

表　　紙／オニウシ公園の桜と駒ヶ岳
表紙裏面／本店

CONTENTS

■ごあいさつ …… 1
■経営理念・経営方針 …… 2
■事業の概況 …… 3
■金庫の概要・組織 …… 4
■事業の運営 …… 5〜7
■地域貢献活動・トピックス …… 8〜13
■総代・総代会 …… 14・15
■店舗・営業地区のご案内 …… 16・17
■業務・商品のご案内 …… 18〜22
■沿革・歩み …… 23
■資料編　経理・経営内容 …… 24〜44
■開示項目索引 …… 45

ごあいさつ

当金庫は、明治44年（1911年）5月24日、有限責任森村信用組合を設立し、創立以来、相互扶助の精神に基づき、「地縁」、「人縁」を財産とし、地域経済、地域社会の発展に貢献することを経営の基本コンセプトとして、道内20信用金庫中、最古となる115年の歴史を刻むことができました。

「地域へ感動を　そして未来へ」と、「創立110周年に感謝　縁と絆を財産として200年へ」をキャッチテーマに、地域密着に特化した信用金庫を目指し、役職員一人一人の大志を財産とし、健全経営の構築に邁進してまいりました。

当地区の経済状況については、基幹産業の漁業では、漁獲量の減少やスルメイカの漁獲量規制の課題、さらに、燃料費の高騰や後継者不足など、南北海道の漁業を取巻く経営環境は、厳しい状況となっております。

農業については、米価が低下しているが南北海道の稲作の作況は平年並みで、北海道の農産品に対する需要は高いものの、人手不足や離農者の増加、休耕地の拡大などの問題を抱え、依然として厳しい経営環境にさらされております。更に、主要産業である水産加工業においては、加工原料不足や水産加工品の輸入制限、人手不足及び人件費の高騰、エネルギー等の高騰など、厳しい経営環境となっております。

土木建設業については、住宅着工戸数の減少や同業者間による過当競争、人手不足や人件費の高騰、更に、地政学リスクの顕在化による建設資材等の大幅な高騰から、地域の中小零細の土木建設業は、依然として厳しい状況が続いております。

当地区の経済及び中小零細企業を取巻く経営環境は、人口減少及び人手不足、人件費の高騰、原料高、更に世界的な経済の混乱など先行きも不透明であり、厳しい状況が続いております。

また、人件費及び仕入価格の高騰を商品価格に十分転嫁できないなど、地域の中小零細企業の経営環境が厳しいなか、運転資金や設備資金などの相談に積極的に対応し、お取引先様のニーズに応え事業支援を継続しており、きめ細やかにキャッシュフローを重視した資金繰り支援及び経営改善支援を実施しております。

令和8年度については、経営改善支援や特定債務者管理による信用リスク管理を強化、デジタルトランスフォーメーションによる事務改善やAIの活用検討を実施し、さらに金融サービス向上とシステム投資による徹底した業務効率化などを図ります。

地域活性化に関する取組については、地域商社や全国の信用金庫と連携し、積極果敢に勝ち組となるべく、全国への情報発信と地域の発展のための金融改革にチャレンジいたします。

さらに、創立110年の記念事業である東京支店開設に再チャレンジするとともに、少子高齢化やデジタル化に伴い新たなサービスへの取組にチャレンジすることで、お客様第一主義に徹し、預貸業務の質を高め、相互扶助の精神を貫き、「新たな信用金庫ビジネス」に役職員一丸となり「一円融合」にこだわり、必要とされる渡島信用金庫経営を目指す所存でありますので、今後も皆様方のご支援とご協力を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

令和8年6月

理事長　伊藤新吉

経営理念

1．地元とともに使命の発揮
1．信用・信頼による健全経営
1．役職員の融和と人材育成

当金庫は、明治44年（1911年）の創業以来、北海道の金融機関の中で最古となる115年の歴史を歩んでまいりました。この歴史を通じて脈々と流れてきたのは、**地域の皆様とともに、地域社会の発展に貢献する**という理念です。

この理念である**相互扶助の精神**を再確認し、協同組織金融機関としての社会的役割を全うすべく業務に邁進してきた結果、当金庫は、地域社会の発展に貢献するとともに、信用というかけがえのない財産を築くことができたものと信じております。

当金庫が長期的に発展していくためには、信用金庫経営の原点に立ち返って、会員の皆様からの支持と信頼関係を確立し、**地域社会との共存共栄**を図る必要があります。

当金庫は、永年の歴史に裏付けられた地域の皆様からの信用を大切にしつつ、伝統を保ちながら**時代をリードする地域の金融機関**として、社会的使命を発揮すべく、役職員の自覚と覚悟から、誠心誠意の努力を傾注し、健全経営を図ってまいります。

経営方針

当金庫は、原点回帰から、「ほんもの」の志事をすべく「縁（えにし）と絆（きずな）に感謝（ありがとう）」を軸とし、「一円融合」を独自戦略のためのキーワードに掲げ、地域に特化した金融業務を展開し、スピード感、顧客ニーズのキャッチ等を活かし、地域経済活性化のため、中小零細企業の支援活動や個人取引先の支援活動に対し積極的に取り組み、地域金融機関として、きめ細やかなサービスを提供することといたします。

一方、コンプライアンス（法令等遵守）を定着させ、コーポレートガバナンス（経営はみんなのもの）の精神を堅持、すなわち、ステークホルダー（利害関係人）から感動される**渡島信金スタンダードの確保**に向け、**慧智・炯眼に優れた人材（財）を発掘・育成**し、全役職員の英知と勇気からなる総力を結集し、**地域から感動される民主的で健全な経営の構築**を図ってまいります。

事業の概況（2026年3月期）

当金庫の業績（単位：百万円）

預金

預金の推移

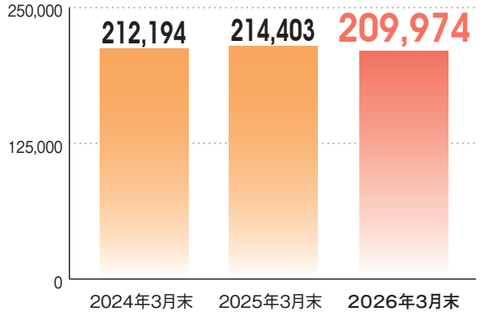

預金につきましては、期末預金残高209,974百万円、前期末対比4,429百万円（2.06%）の減少実績となりました。主な減少要因については、相続等による個人預金の都市部の金融機関への流出と公金預金の減少です。

貸出金

貸出金の推移

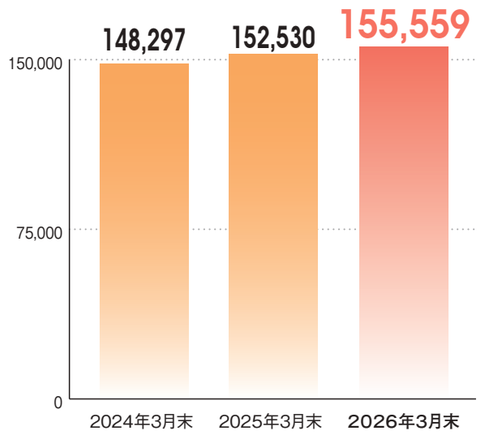

貸出金につきましては、消費者のニーズや地域の特性を捉えた融資を実施した結果、期末貸出金残高155,559百万円、前期末対比3,028百万円（1.98%）の増加実績を示すことができました。

また、預貸率（残高）につきましては、74.08%、前期末対比2.94%増加となり、高い水準を維持し地域のお客様からお預かりした大切な預金積金は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行うことで、事業の繁栄などのお手伝いをしております。

損益

コア業務純益の推移

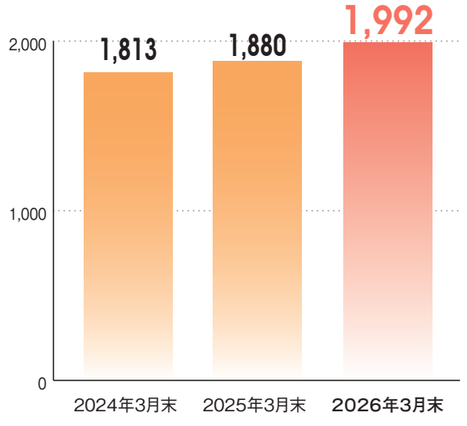

収益動向につきましては、融資業務を基本とした業務推進を行った結果、市場金利の変動が激しい中で貸出金利息収入3,517百万円、前期末対比225百万円（6.83%）増加となりました。本業の儲けを示すコア業務純益は、1,992百万円となり、当期純利益についても1,222百万円を確保することができました。

また、金融機関の健全性を示す自己資本比率は、国内基準4%を大きく上回る12.43%を確保することができました。

金庫の概要・組織

概　要（2026年3月末現在）

設　　立	明治44年5月24日
本店所在地	茅部郡森町字御幸町115番地
出　資　金	763百万円
会　員　数	10,272名
常勤役職員数	62名
店　舗　数	11店舗

役　員（2026年6月末現在）

理事長	伊藤　新吉	理　事	金澤　浩幸
専務理事	伊藤　圭祐	理　事	黒島　竹満
常務理事	新岡　博正	理　事	佐藤　重人
常勤理事	大木　洋平	常勤監事	三浦みちよ
常勤理事	佐々木　充	監　事	馬場　聡
		監　事	金子　雅行

※1 理事 金澤浩幸、黒島竹満、佐藤重人は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合せ」に基づく職員外理事です。
※2 監事 金子雅行は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

組織図（2026年6月末現在）

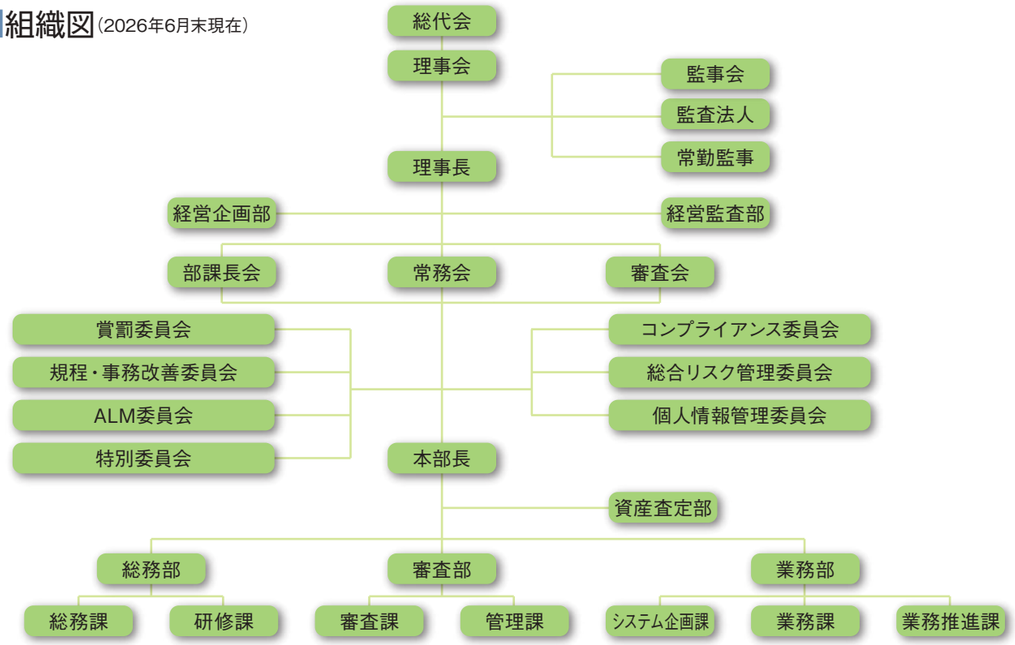

役職員数

（単位：名）

		2022年3月末	2023年3月末	2024年3月末	2025年3月末	2026年3月末
役員数		12	9	11	11	12
	うち常勤役員	7	5	6	6	7
職員数		73	62	61	65	55
	男性	28	22	25	26	16
	女性	45	40	36	39	39

会員数・出資金・配当率

（単位：名、千口、百万円）

	2022年3月末	2023年3月末	2024年3月末	2025年3月末	2026年3月末
会員数	11,274	11,044	10,801	10,549	10,272
出資総口数	1,599	1,567	1,558	1,546	1,526
出資総額	799	783	779	773	763
出資配当率	3%	3%	3%	3%	3%
出資配当金	23	23	23	23	23
出資に対する配当金（出資1口当たり）	15円	15円	15円	15円	15円

事業の運営

リスク管理態勢

金融の自由化の進展に伴い、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクなど金融機関を取り巻く各種リスクがますます増大しております。こうした状況下、今後とも継続して地域貢献していくためには、従来以上に適切なリスク管理を行っていく必要があります。

当金庫は「リスク管理の基本方針」「統合的リスク管理規程」を制定、統合的にリスク量を把握し、健全性の確保に努めております。

【信用リスク管理】

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、貸出審査部門と営業推進部門を分離し、厳格な審査体制と大口信用リスク管理を強化するため、特定債務者を認定し、審査部直接による管理強化を実施しております。また、内部研修の実施や外部研修への受講生派遣、本部から営業店への臨店指導など、貸出審査能力の向上を図るとともに、「信用リスク管理要領」を制定しております。

【市場リスク管理】

資産（貸出、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などの市場リスク、および流動性リスクなどに対応するため、「流動性リスク管理要領」「市場関連リスク管理要領」を制定し、経済、金利見通しなどに基づき安全性を重視し運用、調達をしております。

今後とも、より健全で資産・負債のバランス、収益体質の維持、管理体制の充実に努めてまいります。

【オペレーショナル・リスク管理】

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス、人、システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または、自然災害や外部犯罪等から生じる損失に係るリスクであり、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであります。

当金庫は、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めるために、「オペレーショナル・リスク管理要領」を制定しております。

【監査態勢】

経営監査部が本部各部および営業店の臨店監査を実施し、管理態勢を強化するとともに、常勤監事の専任や員外監事の設置により監査態勢を強化しております。また、令和7年度決算については、会計監査人である監査法人シドーの監査を受け、結果は適法と認められております。

【危機管理態勢】

地震、火災や噴火などの自然災害、強盗、脅迫などの犯罪、大規模なシステム障害に対応するため、「危機管理マニュアル」を制定し、緊急事態に備えております。

■コンプライアンス（法令等遵守）態勢

信用金庫の役職員は、社会的規範を逸脱するような営業活動を慎み、良識ある営業姿勢を維持する社会的責任を負っています。法令やルールの遵守（コンプライアンス）は、金融不祥事を未然に防止するだけでなく、地域での信頼性を高め、地域の皆様の負託に応えていくことにつながります。

当金庫では、法令等遵守に係る基本方針を策定、渡島信用金庫倫理憲章を制定し、経営陣自らが高い企業倫理と遵法精神に則って経営にあたっております。その精神を役職員一人一人にまで浸透させることが重要であると強く認識しており、コンプライアンス委員会の設置や、定期的に役職員が法令等遵守に対するコンプライアンス自己チェックリストを行うなど、コンプライアンスの徹底に努めております。

■反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1.当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3.当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

■個人情報管理

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、個人情報の機密性・正確性の確保に努めております。

■金融ADR制度への対応

［苦情処理措置］

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しております。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時30分）に営業店（電話番号は16ページ参照）または、経営監査部（電話：01374-2-2024）にお申し出ください。

［紛争解決措置］

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記経営監査部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営監査部」にお尋ねください。

■地域密着型金融について

渡島信用金庫は、「地縁」「人縁」を大切にして、創業の理念である相互扶助の精神に基づき、地域から必要とされる信用金庫であり続けるため、令和7年度も引き続き地域密着型金融の確立にむけて、**1.ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化、2.事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底、3.地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献**について取組を実施し、地域金融機関としての使命を発揮するため、役職員一丸となり、経営努力をいたす所存でございます。

■利益相反管理方針について

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める利益相反管理要領に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、お客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1.当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2.当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
⑴次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
⑵①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3.当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、また、これらを組み合わせることにより管理します。
①対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
②対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
③対象取引またはお客様との取引を中止する方法
④対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4.当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および利益相反管理要領等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5.当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

■マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策への対応について

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、経営監査部を統括部署とし、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の担当役員を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

地域貢献活動 渡島信用金庫と地域社会“地域へ感動を そして未来へ”

■当金庫の地域経済活性化への取組について

当金庫は、渡島・檜山・後志管内および札幌市・函館市・北斗市を営業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

文化的・社会的貢献に関する事項

（1）文化活動
- ●多目的ホール（本店3階「煌煌」「大会議室」開放）

（2）福祉活動
- ●一人暮らしのお年寄り宅への定期積金集金、ならびに、年金振込指定のお客様へ年に一度、職員がお誕生日プレゼントをお届けし、近況をお伺いして、励ましとご健康をお祈りしております。
- ●献血活動への参加

（3）地域行事への参加
- ●各地区のお祭り、函館港まつり いか踊り等に積極的に参加しております。

（4）スポーツ振興への支援
- ●ゴルフ大会開催

（5）社会貢献・地域貢献
- ●南北海道地産物流協同組合への支援活動
  札幌支店内ロビーに、18市町の物産コーナー提供

預金積金

出資金
会員数 10,272名
出資金残高
763百万円

渡島信用金庫
常勤役職員数／62名 店舗数／11店舗

1. 預金積金に関する事項（地域からの資金調達の状況）

当金庫は、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力しております。当金庫の特徴的な商品として、金利を優遇した定期預金、7年掛定期積金「KENZEN」（けんぜん）等をご提供しております。

預金積金残高
209,974百万円

2. 貸出以外の運用に関する事項

当金庫は、お客様の預金の約74％は地元の中小企業や個人等のお客様のため、ご融資による運用を行っておりますが、他に預け金、有価証券による運用も行っております。

預け金は信金中央金庫を主体に運用し、有価証券は国債、地方債、業界引受による政府保証債を主体に購入しております。なお、有価証券の運用については、安全性第一を心掛けております。

余資運用残高
60,190百万円
※余資とは預け金、有価証券のことをいいます。

3. 今期決算に関する事項

今期決算は、融資業務が順調に推移したことから、本業の儲けを示すコア業務純益は、1,992百万円を確保でき、当期純利益は1,222百万円となりました。

なお、金融機関の健全性を示す指標である自己資本比率は、堅実な経営により、国内基準である4％を大きく上回る12.43％を確保しております。

4. 貸出金（運用）に関する事項（地域への資金供給の状況）

お客様からお預入れいただいた預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域社会の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しており、札幌市・函館市・北斗市を含めた渡島・檜山・後志管内に所在する中小企業の運転・設備資金や個人の住宅ローン等を積極的に推進し、事業の繁栄などのお手伝いをしております。

当金庫の特徴的な商品として、最長40年の返済を可能とした、住宅ローン「暖」、個人の負債整理を目的とした「お困りの方どうぞローン」、新たに創業を計画している事業者やベンチャー企業の育成を支援する「KITAI」（期待）、事業活性化支援資金「楽ちん」等を取り扱っており、地域経済活性化のための商品をご提供しております。

貸出金残高
155,559百万円
預金積金に占める貸出金の割合（預貸率）
74.08％

5. 取引先への支援等（地域とのつながり）

当金庫は、景気が低迷している現在、業績低下に苦慮しているお客様からの相談に対し親身になって対応し、業績、財務内容について一歩踏みこんだ分析を行い、打開のための改善策、経営改善計画へのアドバイスをするなど、金銭面だけではなく、生きた支援を心掛けております。そのためには、経営の重要課題である人財育成と確保にこだわり、ファイナンシャルプランナー等の資格取得者を育成し、若手職員の管理職登用により、企業の経営改善のお手伝いをしております。

また、経営者の異業種交流・親睦を図る場として、経済・文化講演会や経営研究会等を行う「おしま経営研究会」、「渡島会」を設立し、お客様相互の発展と繁栄のお手伝いをしております。

貸出金

支援サービス

地域のお客様・会員の皆様

（2026年3月末現在）

地域貢献活動 渡島信用金庫と地域社会“地域へ感動を そして未来へ”

■地域金融円滑化に係る取組について

《地域金融円滑化のための基本方針》

渡島信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針等に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

渡島信用金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

渡島信用金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

（1）金融円滑化に係る態勢整備を図るために理事会において、金融円滑化管理規程を制定しております。

（2）金融円滑化管理の主管部署を審査部とし、審査部と営業店が連携して金融円滑化の実施に努めます。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

渡島信用金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会など、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

4. 苦情相談窓口

金融円滑化に係る苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

渡島信用金庫　経営監査部　電話番号　01374-2-2024（代表電話）

■中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組状況

《地域の事業者への経営支援に関する取組方針》

渡島信用金庫は、地域の事業を営むお客様に対して必要な資金を円滑に供給し、また、地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細やかな支援に取り組むことが、地域金融機関の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理の下、金融仲介機能を積極的に発揮してまいります。

《経営改善・事業再生・業種転換等の支援》

渡島信用金庫では、お客様の事業の改善に向けての経営相談・経営指導を、お客様の経営実態等を踏まえて、審査部と営業店が連携し支援する体制としております。

北海道財務局及び北海道経済産業局より、中小企業経営力強化支援法に係る認定経営革新等支援機関の認定を受けており、また、様々な機関と連携し、多様化する経営課題の解決に向けた相談体制を整えております。

■経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

1. お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況（キャッシュフローの確保、損益や繰越欠損の状況、貸借対照表の健全性、保全の状況、法人及び個人との分別等）等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性等について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
4. 事業承継時には、前経営者、後継者の双方から経営者保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
5. お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応を検討いたします。

「年金振込指定のお客様へ誕生日プレゼント」

年金振込指定のお客様へ、年に一度お誕生日プレゼントをお届けしております。

特に、一人暮らしのお年寄りの方には近況をお伺いしてご健康をお祈りしております。

年金誕生日プレゼントは、毎年地域の特産品をお届けしております。

今年度は、ふりかけとろろ昆布、焼きごま昆布、乾燥カットわかめ、もうゆでちゃった、静岡茶の5点セットをお送りしております。

お誕生日をお祝いするとともに、地域の特産品の地産地消を推進させて頂いております。

「献血活動」

献血活動については、当金庫本店前で年2回行っております。近隣の企業や個人の方も参加され、当金庫の職員も多数献血いたしました。

献血活動は、10年以上続けております。

地域貢献活動・トピックス（2025年4月1日～2026年3月31日）

2025年5月24日 創立115周年 物故慰霊祭

5月24日に役職員及び関係者を追悼し、その魂を慰めるために、物故慰霊祭を行いました。

2025年6月17日 第114期 通常総代会

当金庫本店3階大会議室で、総代の出席を賜り、提出議案のご承認をいただきました。

2025年7月26日 第28回渡島信用金庫杯 親睦ゴルフ大会

7月26日に鹿部カントリークラブにて開催されました。天候にも恵まれました。

2025年8月2日 函館港まつり いか踊り参加

「函館港まつり いか踊り」に参加致しました。
函館支店、五稜郭支店、亀田支店の函館市内店舗PRのため、お客様と役職員で、十字街・松風コースを踊り歩きました。
沿道の観客の皆様からも、温かい手拍子と拍手をいただきました。

2025年10月11日 マグロ解体ショー開催

10月11日に当金庫札幌支店内でマグロ解体ショーを開催致しました。
足を運んでいただいたお客様からは、たくさんの喜びの声をいただきました。

2025年11月18日 函館中央警察署より表彰

11月18日に上磯支店が函館中央警察署よりロマンス詐欺を未然に防いだことで表彰されました。

2025年11月23日 令和7年度役職員慰労会

毎年恒例の役職員慰労会を開催致しました。
役職員が一堂に会し、親睦を深めました。

2026年3月30日 函館市企業版 ふるさと納税感謝状贈呈式

函館市よりふるさと納税による寄付の要請を受け、寄付させていただき、4月27日に函館市より拝受いたしました。

「アンテナショップ みなほっの杜へ札幌支店のスペース提供」

みなみ北海道の特産品のアンテナショップ「みなほっの杜」へ札幌支店1階フロアのスペースを提供し、地元の旬の食材や加工品などを販売しております。

札幌支店内ロビーに、18市町の物産コーナーを設けております。
八雲町・森町・鹿部町・上ノ国町・福島町・知内町・木古内町・乙部町・厚沢部町・
松前町・長万部町・せたな町・今金町・七飯町・函館市・北斗市・江差町・奥尻町

総代・総代会

1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。

しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では総代会に限定することなく、地区別総代業務説明会等を開催するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代候補者選考基準	
	①資格要件　・当金庫の会員であること
	②適格要件　・総代として相応しい見識を有している人物であること
	・良識をもって正しい判断ができる人物であること
	・人格にすぐれ、当金庫の理念・使命を十分理解している人物であること
	・その他総代選考委員が適格と認めた人物であること

総代会は、会員一人一人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。

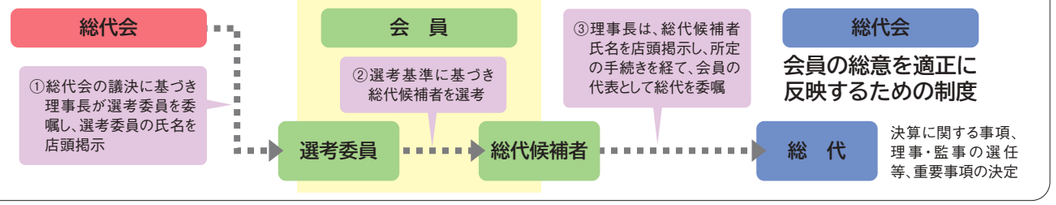

2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

総代の任期は3年です。総代の定数は70人以上100人以内で会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。なお、2026年3月31日現在の総代数は79名で、会員数は10,272名です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。総代の選任は、右記の手続きとなります。

(3) 総代の定年

総代の定年は、78歳です。但し、任期の途中で、年齢が満78歳に達した場合は、その任期の満了までとなっております。

〈総代が選任されるまでの手続きについて〉

当金庫の地区を3区の選任区域に分け、会員数に応じて選任区域ごとに総代の定数を定める。

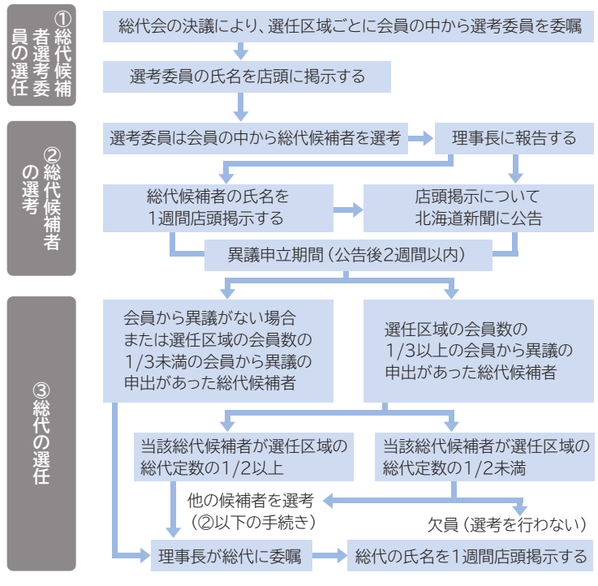

3. 第115期通常総代会の報告・決議事項

第115期通常総代会において、下記の事項が、それぞれ原案のとおり了承されました。

<報 告 事 項>
1. 第115期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）
業務報告書、貸借対照表、損益計算書内容の件

<決 議 事 項>
第1号議案　令和7年度決算剰余金処分（案）の承認について
第2号議案　出資会員の除名について
第3号議案　監事の改選について
第4号議案　理事及び監事の報酬限度額の変更について

4. 総代の氏名（敬称略、五十音順、2026年6月18日現在）79名

※○数字は総代の選任回数

【第1区】　本店、鹿部支店、八雲支店

安藤	宏	②	伊藤	昇	②	伊藤	正広	④	稲見	英俊	⑤	岩村	康平	②	遠藤	正賢	①	大久保	建一	⑤
大澤	利治	⑥	大塚	昌彦	⑤	岡田	美智代	①	川村	昌代	①	川村	裕司	④	菊地	栄司	③	小長井	朗	②
近藤	安幸	①	佐藤	善高	③	澤田	光	②	清水	譽雄	⑦	神馬	琢哉	③	竹浪	道範	⑤	竹森	隆	①
中村	誠	⑩	中村	竹寿	②	野村	譲	⑤	羽田	圭吾	⑤	林	伸	①	平井	克宏	②	藤田	健一	④
堀川	保	①	本間	信孝	④	水野	建	①	道場	登志男	②	明井	清治	④	三輪	雅子	⑥	村上	一二三	①
柳田	正幸	⑦	柳谷	豊幸	③	山崎	真護	①	吉	康郎	⑩	吉川	則子	⑤						

【第2区】　新せたな支店、札幌支店

伊関	寿之	⑤	今井	朋也	①	上戸	悠吏江	②	内田	尊之	⑦	荏原	泉	④	大野	一	④	川崎	浩司	①
齋藤	正輝	②	斉藤	三寛	④	佐藤	節夫	⑥	佐藤	元春	⑤	佐野	敏一	⑤	髙橋	清一郎	③	螺良	弘志	④
遠田	学	⑤	中橋	健志	②	中村	起昌	⑤	西田	孝男	⑥	藤田	春幸	③	松井	勝史	③	松田	千鶴子	②
村田	恭子	④																	

【第3区】　大野支店、函館支店、五稜郭支店、亀田支店、上磯支店、赤松街道支店

浅野	翼	②	岩田	陽子	④	金道	太朗	⑨	河野	昭久	②	小鹿	眞義	③	首藤	真人	③	寺島	達則	①
飛島	恵美	①	野村	純靖	④	畑	英樹	②	松井	俊一	⑥	三浦	裕太	①	南	龍一	③	室田	泰博	⑤
山崎	まり子	⑤	横山	広幸	①	吉田	昭一	⑤											

<総代の属性>

属性区分	属性別構成比
年代別	40代　10%、50代　38%、60代　24%、70代　28%
業種別	製造業17%、建設業19%、小売業10%、不動産業15%、医療3%、飲食業4%、サービス業その他32%

店舗・営業地区のご案内

店舗のご案内（2026年6月末現在）

店舗名	住所・電話番号・FAX番号	ATMご利用時間のご案内		
		平　日	土曜日	日曜日
❶ 本　　店	茅部郡森町字御幸町115 TEL（01374）2-2025　FAX（01374）2-1105	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
☆❷ 鹿 部 支 店	茅部郡鹿部町字鹿部80-3 TEL（01372）7-2334　FAX（01372）7-2119	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
☆❸ 大 野 支 店	北斗市久根別2丁目10-10（上磯支店内） TEL（0138）73-8600　FAX（0138）73-8855	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
☆❹ 八 雲 支 店	二海郡八雲町本町209 TEL（0137）62-2158　FAX（0137）64-3465	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
◎❺ 新せたな支店	久遠郡せたな町北檜山区北檜山421 TEL（0137）84-5014　FAX（0137）84-5428	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
❻ 函 館 支 店	函館市松風町5-9 TEL（0138）23-7191　FAX（0138）23-3895	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
◎❼ 五稜郭支店	函館市五稜郭町12-16 TEL（0138）53-9111　FAX（0138）55-1047	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
☆❽ 亀 田 支 店	函館市美原4丁目18-31 TEL（0138）46-3391　FAX（0138）46-0831	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
☆❾ 上 磯 支 店	北斗市久根別2丁目10-10 TEL（0138）73-8600　FAX（0138）73-8855	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
◎❿ 赤松街道支店	亀田郡七飯町大川3丁目2-10 TEL（0138）66-5111　FAX（0138）64-3111	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
⓫ 札 幌 支 店	札幌市中央区北2条西3丁目1 敷島ビル1F TEL（011）213-4141　FAX（011）210-0555	7:00～19:00	8:00～18:00	8:00～18:00

注記1.本店及び函館支店は営業時間が、**平日午前9時から午後3時まで**となっております。

注記2.◎の店舗は営業時間が、**平日午前9時から午前11時30分**（午前の部）及び、**午後12時30分から午後3時**（午後の部）までとなっております。

注記3.☆の店舗は営業時間が、**平日午前9時から午後12時30分**（午前の部）及び、**午後1時30分から午後3時**（午後の部）までとなっております。

注記4.札幌支店は営業時間が、**平日午前9時から午後4時まで**となっております。なお、**平日午後4時から午後5時までローンプラザ**を開設しております。

営業地区のご案内

営業地区（3市9町2村）

茅部郡／森町、鹿部町
二海郡／八雲町
山越郡／長万部町
亀田郡／七飯町
瀬棚郡／今金町
久遠郡／せたな町
虻田郡／豊浦町、真狩村
　　留寿都村、喜茂別町
北　斗　市
函　館　市
札　幌　市

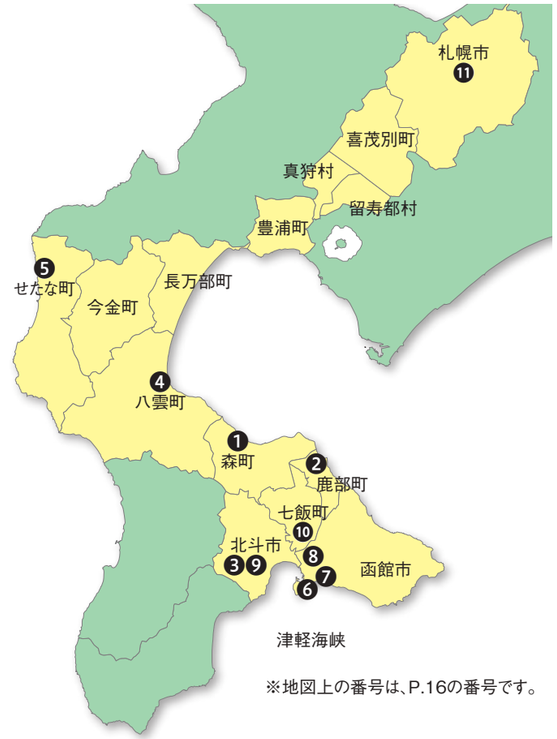

※地図上の番号は、P.16の番号です。

自動機器設置状況（2026年6月末現在）

1. 現金自動機器の設置台数

現金自動預金・支払機（ATM）……20台

2. 店舗外自動機器コーナーのご案内

所在地		平　日	土曜日	日曜日
南茅部ＡＴＭコーナー	函館市川汲町1607-2	9:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
大野ＡＴＭコーナー	北斗市本町2丁目24	9:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
大成支所	久遠郡せたな町大成区都427	9:00～18:00	—	—
瀬棚支所	久遠郡せたな町瀬棚区本町719	9:00～18:00	—	—
森町役場砂原支所	茅部郡森町字砂原1丁目43-4	9:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
今金（新せたな支店店外ATM）	瀬棚郡今金町字今金62	9:00～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00

（2026年6月末現在）

3. ATMのお取扱い内容

①平日のお取扱い…お引き出し、お預け入れ、通帳記帳、残高照会、振込
②土曜・日曜日のお取扱い…お引き出し、お預け入れ、予約振込、残高照会、通帳記帳
③1月1日から3日および祝日は休業させていただきます。
④当金庫のカードは、全国にある信用金庫のCD・ATMにて無料でご利用いただけます。
（一部対象とならないCD・ATMもございます。）
無料のご利用時間は、平日8：45～18：00（入出金）、土曜日9：00～14：00（入出金）
また、当金庫のカードで全国のゆうちょ銀行およびセブン銀行のコンビニエンスストアのATMでお預け入れ、お引き出し、残高照会をご利用いただけます。なお、残高照会以外は手数料が必要となります。
⑤2021年5月24日（月）より、移動ATM車（おしま信金号）を運行しております。
運行日程については、当金庫HPをご参照ください。

業務・商品のご案内

金庫の主要な事業の内容

1.預金業務
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

2.貸出業務
（1）貸付
手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。
（2）手形の割引
手形の割引を取り扱っております。

3.商品有価証券売買業務
国債等公共債の売買業務を行っております。

4.有価証券投資業務
預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

5.内国為替業務
送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っております。

6.附帯業務
（1）代理業務
住宅金融支援機構・㈱日本政策金融公庫等の代理業務を行っております。
（2）債務の保証
（3）国債等公共債の窓口販売
（4）保険商品の窓口販売（保険業法第275条第1項により行う保険募集）
（5）電子債権記録業に係る業務

預金業務（2026年6月末現在）

商品名	特徴・内容	期間	お預け入れ金額
当座預金	主に会社、商店のお取引にご利用いただく預金です。お取引の決済口座として、小切手、手形がご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	出し入れが自由にでき、給与、年金のお受取り、公共料金の自動支払いなど家計簿がわりにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
決済用預金（普通預金無利息型）	預金保険制度により、お預入れ残高全額が保護されます。お利息はつきません。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	普通預金より高利回りで、キャッシュカードもご利用できます。10万円型と30万円型の2種類があります。	入金は自由 引き出しは条件付	1円以上
総合口座	1冊の通帳に普通預金、定期預金がセットされています。必要な時には、定期預金の90%、最高200万円まで自動的にご融資いたします。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまったお金の短期間の運用に最適です。お引出しは、2日前までにご連絡ください。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。納税支払いの場合、利息は非課税となります。	入金は自由 引き出しは納税時	1円以上
スーパー定期預金	お手元余裕資金を高利回り、かつ安全確実に運用します。300万円以上はさらに有利な金利でご利用できます。	1ヵ月～5年	100円以上
大口定期預金	1,000万円以上の大口資金の運用に適した高利回りの定期預金です。	1ヵ月～5年	1,000万円以上
期日指定定期預金	お預け入れ後1年経過すると、1ヵ月前のご連絡でいつでもお引出しになれます。お利息は1年複利でおトクです。	最長3年	100円以上 300万円未満
変動金利定期預金	お預け入れ後6ヵ月ごとに金利動向に応じて金利が変動する預金です。	1年以上3年以内	100円以上
スーパー定期積金	住宅、教育、結婚資金等まとまった資金を計画的に準備されるために最適な商品です。	1年以上7年以内	毎月 10,000円以上

当金庫では、様々な預金商品をご用意し、地域の皆様の着実な資産づくりをお手伝いしております。
今後とも、お客様のニーズにお応えするため、新商品の開発やサービスの充実に努力してまいります。

融資業務（2026年6月末現在）

商品名	資金の使途・特徴	融資金額	融資期間	担保	保証人
住宅ローン「暖」	住宅ローンの借換、消費財資金等にご利用ください。	最高 6,000万円	最長40年	融資対象物件	保証人は 原則1名以上
住宅ローン「彩光」	一戸建購入（新築・中古）・増改築・リフォーム・マンション購入（新築・中古）・土地購入資金のほか、上記の資金使途への借換資金にご利用ください。	最高 8,000万円	最長35年	融資対象物件	保証会社の保証 保証人は原則不要
おしんマイカーローン	マイカー購入資金及び購入時の関連資金にご利用ください。	最高 1,000万円	最長15年	不要	保証会社の保証 保証人は原則不要
おしん学費ローン	大学、短大、高校、専門学校等に係わる入学金、授業料、教材、下宿代金等の費用にご利用ください。	最高 1,000万円	最長16年	不要	保証会社の保証 保証人は原則不要
お困りの方どうぞローン	お使いみち自由なローンです。各種消費資金、クレジット、消費者金融、個人借入などの負債整理資金にもご利用できます。但し、使途が確認できるもので、事業資金は除きます。	最高 500万円	最長10年	保証会社の保証以外は原則必要	保証会社の保証又は第三者保証人1名以上
おしん多目的ローン	健康で文化的な生活を営むための必要資金でリフォーム、旅行、結婚、介護用品購入、子育て資金等豊かな暮らしのパートナーとしてご利用ください。	最高 500万円	最長10年	不要	保証会社の保証 保証人は原則不要
カードローン	お使いみち自由なローンです。カード一枚で現金自動支払機から、手軽にご利用できます。急な出費にお役立てください。	最高 200万円	契約期間 2年・3年 更新可	不要	しんきん保証基金又は㈱ジャックス
カードローン「煌煌」	随時返済型のお使いみち自由なローンです。カード一枚で現金自動支払機からご利用できます。	最高 100万円	契約期間 3年 更新可	不要	しんきん保証基金
ベンチャー企業支援資金「KITAI」（期待）	新たに創業を計画している事業者のための創業に必要な運転資金および設備資金にご利用ください。	最高 2,000万円	最長20年	原則不要	法人…原則、代表者・役員 個人…原則、生計を共にしている協力者（配偶者など）
事業活性化支援資金「楽ちん」	借入金の毎月返済金額の軽減化による資金繰り円滑化資金、事業活性化資金としてご利用ください。	最高 1億円	最長25年	原則必要	経営陣等
一般のご融資	割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越など皆様の事業のご発展のため、ご融資のお取扱いをいたしております。	ご融資できる金額や期間は、資金使途や融資の種類によって異なります。また原則として担保、保証人等が必要です。			
各種制度資金	北海道の制度資金、管内各市町の制度融資のお取扱いをいたしております。				
代理業務	㈱日本政策金融公庫、住宅金融支援機構などのご融資のお取扱いをいたしております。				

貸出運営についての考え方

当金庫は、「地元とともに使命の発揮」を経営理念の一つとして掲げておりますように、地域の中小企業と住民の皆様の繁栄にお役立てできるよう日頃より、堅実にして積極的な融資方針のもとに、地域の金融機関として、幅広いお客様の多様なニーズに対して、迅速的確にお応えするよう鋭意努めております。事業活性化支援資金「楽ちん」、住宅ローン「暖」他、地域のより多くの皆様へ円滑に資金をご提供するため、小口融資に重点を置き、常に適正な運用を心掛けております。

また、ご融資に際しては、お客様の信用状況や事業計画、あるいはご返済計画に無理がないかなどをご相談のうえ、必要に応じて担保や保証人または信用保証協会などの保証をいただき、健全な融資姿勢を堅持しております。

商品利用に当たっての留意事項

金融機関の商品には、変動金利商品のように金利が上下する商品や保証会社が保証するご融資には保証料が必要であることなど、お申込みの際にはサービスの内容を職員がご説明いたしますので、お客様の目的にあった商品をお選びください。

業務・商品のご案内

■為替業務

当金庫では、全国の金融機関への送金、振込、代金取立等のお取扱いを行っており、数多くのお客様にご利用いただいております。

当金庫の各店舗は、全国信用金庫データ通信システム、全国銀行データ通信システムによる為替網を通じて、全国の信用金庫はもとより、銀行等の民間金融機関とオンラインで結ばれており、迅速かつ正確に取り扱っております。

■サービス業務（2026年6月末現在）

種類	特徴・内容
キャッシュカードサービス	当金庫のキャッシュカード一枚で、ご預金の入出金、残高照会がスピーディーにできます。 また、全国の信用金庫・ゆうちょ銀行および提携金融機関でもご利用いただけます。
給与振込	給与・ボーナスがご指定の預金口座に自動的に振込まれます。
自動受取	厚生年金・国民年金・配当金などがご指定の預金口座に自動的に振込まれます。
自動支払	公共料金・税金・各種クレジット料金・ローンのご返済など、ご指定の預金口座から自動的にお支払いたします。
保険の窓口販売	当金庫の住宅ローン専用の火災保険および個人年金保険がご利用いただけます。
国債窓口販売	長期利付国債・中期利付国債・割引国債を窓口販売しております。
夜間金庫	当金庫の営業時間終了後や、休日でも売上代金などを安全にお預りし、ご指定の口座に入金いたします。
FB・HB インターネットバンキング	お客様の会社やご家庭からパソコンをご利用して、ご指定の預金口座から当金庫または他金融機関にある預金口座への振替、振込、取引照会ができる便利なサービスです。
電子記録債権サービス	手形に代わる新たな決済手段として提供する、電子記録債権（でんさい）を利用するためのサービスです。 当金庫ホームページから、発生、譲渡、支払といった取引を安全かつ便利にご利用いただけます。
アンサーサービス	お客様のご指定口座への振込内容や預金残高などをコンピュータが直接、電話、ファックスでお知らせいたします。
デビットカード	百貨店などでの、お買い物やご飲食のご利用代金をキャッシュカードでお客様の口座から即時に決済できます。
しんきんVISAカード しんきんJCBカード	国内はもちろん、世界各国で、サインひとつでショッピング、レジャーなどにお使いいただける便利なカードです。 また、キャッシングのサービスなど各種サービスが受けられます。
その他の業務等	日本銀行歳入代理店業務、地方公共団体の公金収納業務、株式払込金の受入等のお取扱いをしております。

WEBバンキング

インターネットに接続できるパソコンやスマートフォンがあれば、いつでもどこでもお取り引きができます。

●サービス内容

・残高照会
・入出金明細照会
・振込
・契約情報変更
・取引履歴照会

WEB-FB

インターネットのWEBブラウザが使える環境であればすぐにご利用が可能です。

●サービス内容

・残高照会・入出金明細照会
・取引状況照会・振込手数料照会
・口座振替手数料照会
・企業情報の照会・振込契約情報
・口座振替契約情報

カードローン「煌煌（きらきら）」

随時返済型のお使いみち自由で、普通預金のキャッシュカードでご利用いただけるカードローンです。当金庫および他の信用金庫、銀行等提携金融機関のATM（現金自動預入支払機）でご利用になれます。

住宅ローン「暖（だん）」

融資金額6,000万円以内、40年以内の返済期間、5年間の元金据置を可能とし、通常の住宅ローンの他、他金融機関住宅ローン借換、消費財資金等も一緒にご利用いただけるなど、地域経済活性化のための商品をご提供しております。

住宅ローン「彩光（さいこう）」

融資金額8,000万円以内、35年以内の返済期間、団体信用生命保険もしくは三大疾病保障特約付団信で団信保険料は無料となっております。他金融機関住宅ローン等借換による返済額軽減、一戸建住宅購入資金、増改築資金等にもご利用いただけるなど、快適な暮らしを実現できる商品をご提供しております。

「お困りの方どうぞローン」

各種消費資金、クレジット、消費者金融、個人借入などの負債整理資金にもご利用いただけます。融資金額500万円以内、返済期間10年以内で、毎月の返済額の軽減化を図り、健全で安定した生活基盤を確立することにより、消費者金融に関する社会問題解決の一助として地域社会に貢献する商品をご提供しております。

ベンチャー企業支援資金「KITAI」（期待）

当金庫営業区域内で新たに創業を計画している事業者で、地域経済への貢献が認められる個人、法人を対象に、ベンチャー企業の育成を支援する融資商品「KITAI」を発売しております。

事業活性化支援資金「楽ちん」

中小零細企業を取り巻く環境が厳しい中、地域経済の活性化を図るための融資商品で、他金融機関借入の借換等、借入の見直しを行うことで資金繰りの安定化を図り、健全経営に資することを目的に発売しております。

※上記の内容については2026年6月末現在の内容を記載しております。詳しい内容については、本・支店窓口まで。

業務・商品のご案内

諸手数料一覧表（2026年6月末現在）

■為替手数料

手数料項目	区分・内容	手数料
当金庫宛振込手数料	1件　3万円未満	220円
	1件　3万円以上	440円
他行庫宛振込手数料	1件　3万円未満	440円
	1件　3万円以上	660円
当金庫本支店宛送金手数料	1件	440円
他行庫宛送金手数料	普通扱い　1件	660円
	至急扱い　1件	880円
当金庫本支店宛代金取立手数料	1通	440円
他行庫宛代金取立手数料	普通扱い　1通	660円
	至急扱い　1通	880円
送金・振込組戻手数料	1件	660円
当金庫本支店宛送金・振込訂正手数料	1件	440円
他行庫宛送金・振込訂正手数料	1件	660円
取立手形組戻手数料	1通	660円
取立手形店頭呈示料	1通	660円
不渡手形返却料	1通	660円

■各種取扱手数料

手数料項目	区分・内容	手数料
当座・普通入金帳	1冊	2,200円
小切手帳	1冊	2,200円
約束手形	1冊	2,200円
マル専手形用紙	1枚	1,100円
マル専口座開設手数料	割賦販売通知書1通につき	3,300円
キャッシュカード・ローンカード再発行手数料	カード1枚につき	1,100円
通帳再発行手数料	通帳1冊につき	1,100円
証書再発行手数料	証書1枚につき	1,100円
鍵等喪失弁償金	夜間金庫入金鞄喪失・破損	3,300円
	夜間金庫鞄鍵	3,300円
	夜間金庫投入口鍵	3,300円
アンサーサービス基本利用料	月額	1,100円
取引明細表発行手数料	1枚	220円
貯蓄預金払戻回数超過手数料	貯蓄預金I型（月間6回目以降1回毎）	110円
個人情報開示依頼書手数料	基本項目	1,100円
未利用口座管理手数料	年間	1,320円

■公金収納手数料

手数料項目		区分・内容	手数料
営業区域	電信扱い	振込人及び振込先が同じ場合は、枚数に関係なく1件とします。	無料
	文書扱い		無料
営業区域外	電信扱い		無料
	文書扱い		550円

■証明書発行手数料

手数料項目	区分・内容	手数料
定型残高証明書発行手数料	1通	550円
非定型残高証明書発行手数料	1通	1,100円
融資証明書発行手数料	1通	11,000円
その他証明書発行手数料	1通	550円

■同一店内振込手数料

手数料項目		区分・内容	手数料
会員	窓口	1件（金額制限なし）	110円
非会員	窓口	1件　3万円未満	220円
		1件　3万円以上	440円
ATM振込手数料		1件　3万円未満	110円
		1件　3万円以上	330円

■HB・FBインターネットバンキング手数料

手数料項目	区分・内容	手数料
HB・WEBバンキング 基本手数料	月額	1,100円
FB・WEB-FB基本手数料	月額	5,500円
振込手数料（当金庫本支店宛）	1件　3万円未満	110円
	1件　3万円以上	220円
振込手数料（他行庫宛）	1件　3万円未満	330円
	1件　3万円以上	440円

■ATM利用手数料

手数料項目	平日		土曜日		日曜日
	7時～18時	18時～19時	8時～14時	14時～18時	8時～18時
当金庫本支店のキャッシュカード	—	110円	—	110円	110円
他信用金庫のキャッシュカード	—	110円	—	220円	220円
他金融機関のキャッシュカード	110円	220円	110円	220円	220円
ゆうちょ銀行のキャッシュカード	110円	220円	110円	220円	220円

■両替手数料

手数料項目	区分・内容	手数料
両替手数料	1枚～50枚	無料
	51枚～100枚	110円
	101枚～1,000枚	330円
	1,001枚～2,000枚	550円
	2,001枚以上は1,000枚毎に220円加算	

※払戻の金種についても、上記両替手数料同様といたします。

■夜間金庫使用料

手数料項目	区分・内容	手数料
夜間金庫使用料	月額	11,000円

■硬貨精査整理・入金手数料

手数料項目	区分・内容	手数料
硬貨精査整理・入金手数料	1～300枚	無料
	301枚～1,000枚	330円
	1,001枚以上は1,000枚毎に220円加算	

■集金・現金届出手数料

手数料項目	区分・内容	手数料
売上代金集金手数料	1回	2,200円
現金届出サービス手数料	1回	2,200円

〈上記手数料には10%の消費税が含まれております。〉

沿革・歩み

明治44年　5月	有限責任森村信用組合設立 （初代組合長　故 瀬下與三左衛門氏）
昭和　8年　2月	保証責任森町信用組合に改組
18年11月	森町信用組合に改組
19年　8月	砂原支所開設
20年　1月	尾白内支所開設
22年　8月	鹿部支所開設
22年12月	臼尻支所開設
24年10月	尾札部支所開設
24年11月	渡島信用組合に名称変更
24年11月	大野支所開設
24年12月	八雲支所開設
25年11月	北桧山支所開設
26年10月	信用金庫法の制定により 「渡島信用金庫」に改組
27年　1月	久遠支店開設
27年12月	今金支店開設
34年　8月	瀬棚支店開設
35年　5月	創業50周年記念誌「范の五十年」発刊
37年11月	親睦団体「渡島会」発足
41年　8月	函館支店開設
45年　5月	創業60周年記念誌「伸展六拾年」発刊
46年　2月	砂原支店新築移転
46年　4月	臼尻・尾札部支店を統合、 南茅部支店に名称変更新店舗へ移転
46年　6月	五稜郭支店開設
49年10月	鹿部支店新築移転
49年11月	八雲支店新築移転
49年12月	亀田支店開設
51年12月	瀬棚支店新築
55年　5月	創業70周年記念式典挙行
55年　5月	創業70周年記念誌「七拾年の歩調」発刊
63年10月	第三次オンラインシステム稼働
平成元年12月	日本銀行と当座取引開始
2年10月	北桧山支店新築移転
2年12月	日本銀行歳入代理店業務取扱開始
3年　9月	久遠支店新築移転
4年10月	親睦団体「渡島しんきん年金クラブ」発足
5年　8月	大野支店新築移転
8年　5月	伊藤新吉第5代理事長就任
8年　5月	経営理念の制定
9年　1月	ポスト第三次オンラインシステムの稼働
9年　4月	渡島信用金庫OB会「庫友会」の設立
9年　6月	爾志郡熊石町の業務地区拡張
9年　7月	おしま経営研究会の設立
平成10年　7月	渡島会連絡協議会の設立
11年　5月	八雲支店新築
12年　8月	おしま新ビジネスサービス㈱設立
12年11月	本店新築
12年11月	創業90周年記念ならびに 本店落成記念式典挙行
13年　5月	上磯支店開設
13年11月	内閣総理大臣より地域社会貢献事業の 公益を認められ、「褒状」を賜る
14年10月	亀田支店新築移転
15年12月	函館支店移転
18年　5月	赤松街道支店開設
18年10月	瀬棚支店移転
19年12月	五稜郭支店移転
21年　3月	砂原支店移転
21年　3月	北桧山支店、久遠支店、瀬棚支店の3店舗を統合、店舗名を「新せたな支店」に変更
22年　2月	虻田郡豊浦町、真狩村、留寿都村、 喜茂別町、札幌市の業務地区拡張
22年　6月	内閣総理大臣より地域社会貢献事業の 公益を認められ、「褒状」を賜る
22年　9月	渡島信用金庫創業100周年記念 物故者慰霊祭挙行
22年10月	札幌支店開設
23年　2月	南茅部支店新築移転
23年　3月	渡島信用金庫創立100周年記念式典挙行
23年　3月	北海道財務局より地域活性化への 取組が認められ、「顕彰状」を賜る
24年　6月	全国信用金庫協会より南北海道地産 物流協同組合への支援による地域貢献 活動が評価され、「地域活性化しんきん 運動・優秀賞」を賜る
25年　1月	砂原支店を本店営業部へ統合 今金支店を新せたな支店へ統合
30年　8月	上磯支店、赤松街道支店窓口営業時間の変更
30年11月	南茅部支店、大野支店窓口営業時間の変更
令和元年10月	鹿部支店、五稜郭支店、亀田支店窓口営業時間の変更
2年　2月	本店営業部、八雲支店、新せたな支店、函館支店の窓口営業時間の変更
3年　1月	大野支店を上磯支店内に店舗内移転 南茅部支店を鹿部支店へ統合
3年　3月	地方創生につながる取組が評価され、内閣府特命担当大臣より表彰を賜る
3年　5月	渡島信用金庫創立110周年記念物故者慰霊祭挙行
4年　5月	渡島信用金庫創立110周年記念式典挙行
4年　9月	内閣総理大臣より地域社会貢献事業の 公益が認められ、表彰を賜る
6年　5月	理事長 伊藤新吉　旭日小綬章を賜る
8年　4月	函館市より企業版ふるさと納税感謝状を賜る

経理・経営内容

貸借対照表

（単位：百万円）

科目（資産の部）	令和7年3月末	令和8年3月末
現金	2,387	2,367
預け金	27,271	20,936
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
有価証券	41,026	39,253
国債	4,747	4,254
地方債	23,120	22,582
短期社債	—	—
社債	13,107	12,355
株式	43	54
その他の証券	7	6
貸出金	152,530	155,559
割引手形	197	138
手形貸付	11,356	10,710
証書貸付	140,415	144,163
当座貸越	561	547
外国為替	—	—
その他資産	1,311	1,333
未決済為替貸	35	30
信金中金出資金	949	949
前払費用	—	—
未収収益	174	192
金融商品等差入担保金	—	—
リース投資資産	—	—
その他の資産	152	161
有形固定資産	1,746	1,723
建物	988	930
土地	642	664
リース資産	—	—
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	115	127
無形固定資産	11	11
ソフトウェア	5	8
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	6	3
前払年金費用	116	134
繰延税金資産	1,447	1,918
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	158	32
貸倒引当金	△1,980	△1,637
（うち個別貸倒引当金）	（△1,813）	（△1,469）
資産の部合計	226,027	221,634

科目（負債の部）	令和7年3月末	令和8年3月末
預金積金	214,403	209,974
当座預金	2,441	2,306
普通預金	61,746	63,123
貯蓄預金	66	70
通知預金	90	91
定期預金	145,854	140,459
定期積金	3,246	3,043
その他の預金	957	879
譲渡性預金	—	—
借用金	—	—
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
その他負債	2,020	2,244
未決済為替借	50	47
未払費用	1,501	1,504
給付補塡備金	8	8
未払法人税等	261	457
前受収益	90	83
払戻未済金	5	5
払戻未済持分	1	1
職員預り金	—	—
リース債務	—	—
資産除去債務	—	—
その他の負債	101	136
代理業務勘定	0	0
賞与引当金	28	20
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	—	—
役員退職慰労引当金	227	223
偶発損失引当金	15	7
睡眠預金払戻損失引当金	0	0
特別法上の引当金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	158	32
負債の部合計	216,854	212,503
（純資産の部）		
出資金	773	763
普通出資金	773	763
優先出資金	—	—
利益剰余金	11,190	12,389
利益準備金	779	773
その他利益剰余金	10,411	11,616
特別積立金	9,300	10,300
当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）	1,111	1,316
処分未済持分	△4	△8
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	11,959	13,144
その他有価証券評価差額金	△2,786	△4,013
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	△2,786	△4,013
純資産の部合計	9,172	9,131
負債及び純資産の部合計	226,027	221,634

貸借対照表（記載上）の注記

（注）

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

   なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

   また、主な耐用年数は次のとおりであります。

   建　物　3年～50年

   その他　2年～45年
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

   破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

   上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

   すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

   なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は585百万円であります。
6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

   また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（連合設立型確定給付企業年金基金及び総合設立型厚生年金基金）に加入しております。

   連合設立型確定給付企業年金基金の第1給付部分については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております（当該年金制度は第1給付部分（共通給付部分）と第2給付部分（事業所給付部分）とで構成されております。）。

   ①第1給付部分の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）

年金資産の額	98百万円
年金財政計算上の数理債務額	81百万円
差引額	16百万円

   ②第1給付分全体に占める掛金拠出割合　1.0845%

   ③補足説明

   上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高1百万円であります。第1給付部分制度における過去勤務債務の償却方法は、平成22年4月から20年で元利均等定率償却です。

   また、総合設立型厚生年金基金についても、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

   なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

   ①制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）

年金資産の額	1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746百万円
差引額	△ 31,890百万円

   ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合　0.0642%（令和7年3月分）

   ③補足説明

   上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円であります。

   本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金12百万円を費用処理しております。

   なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
11. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、主に送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。

    為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
12. 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

    【貸倒引当金】　1,637百万円

    貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。

    主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

    なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

    【繰延税金資産】　1,918百万円

    繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額及び金銭債務総額はございません。
15. 子会社等の株式又は出資金の総額　10百万円
16. 子会社等に対する金銭債務総額　9百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額　2,742百万円

18. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,111百万円
危険債権額	606百万円
三月以上延滞債権額	3百万円
貸出条件緩和債権額	―百万円
合計額	4,722百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は138百万円であります。

20. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	200百万円
その他資産	14百万円

上記のほか、為替決済取引等の担保として、預け金10,000百万円を差し入れております。

21. 出資1口当たりの純資産額5,980円64銭

22. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券及び株式であり、事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、審査会や常務会を開催し、理事会へ報告しております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、業務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等について協議し、理事会へ報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の方針に基づき、市場関連リスク管理要領に従い行われております。

このうち、業務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれの金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）預け金	20,936	20,926	△9
（2）商品有価証券	―	―	―
売買目的有価証券	―	―	―
（3）有価証券	39,227	39,227	―
満期保有目的の債券	―	―	―
その他有価証券	39,227	39,227	―
（4）貸出金（*1）	155,559		
貸倒引当金（*2）	△1,637		
	153,922	152,644	△1,278
金融資産計	214,086	212,799	△1,287
（1）預金積金	209,974	206,162	△3,811
金融負債計	209,974	206,162	△3,811

（*1）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

（1）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

（2）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については24.に記載しております。

（3）貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

（1）預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（*1）	10
非上場株式（*1）	9
組合出資金（*2）	6
合計	25

（*1）子会社・子法人等株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	12,000	―	―	200
有価証券	3,610	15,072	12,138	8,378
満期保有目的の債券	―	―	―	―
その他有価証券のうち満期があるもの	3,610	15,072	12,138	8,378
貸出金（*）	15,820	27,737	27,318	79,874
合計	31,430	42,810	39,457	88,452

（*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（*）	30,999	76,699	35,115	―
合計	30,999	76,699	35,115	―

（*）預金積金のうち、要求払預金及び満期経過後の定期性預金は「1年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	35	14	20
	債券	―	―	―
	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小計	35	14	20
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	39,192	44,813	△5,620
	国債	4,254	5,982	△1,727
	地方債	22,582	24,100	△1,517
	短期社債	―	―	―
	社債	12,355	14,730	△2,374
	その他	―	―	―
	小計	39,192	44,813	△5,620
合計		39,227	44,828	△5,600

25. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当金庫は、賃貸等不動産は保有しておりません。

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、15,312百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,159百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	216百万円
退職慰労引当金	63
減価償却限度超過額	12
有価証券評価差額	1,586
その他	49
繰延税金資産小計	1,928
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9
評価性引当額小計	△9
繰延税金資産合計	1,918
繰延税金負債	―
繰延税金負債合計	―
繰延税金資産の純額	1,918百万円

28. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	―百万円
顧客との契約から生じた債権	2百万円
契約負債	0百万円

経理・経営内容

損益計算書

（単位：千円）

科目	令和7年3月末	令和8年3月末
経常収益	3,735,048	3,986,226
資金運用収益	3,559,937	3,849,703
貸出金利息	3,292,715	3,517,895
預け金利息	64,502	89,202
有価証券利息配当金	186,947	222,374
その他の受入利息	15,771	20,230
役務取引等収益	126,169	122,429
受入為替手数料	60,509	58,901
その他の役務収益	65,660	63,528
その他業務収益	43,594	2,007
国債等債券売却益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	43,594	2,007
その他経常収益	5,346	12,085
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	1,875	3,174
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	3,471	8,911
経常費用	2,546,076	2,287,898
資金調達費用	509,218	609,115
預金利息	506,899	606,624
給付補塡備金繰入額	2,318	2,490
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	51,443	50,558
支払為替手数料	21,334	22,160
その他の役務費用	30,108	28,398
その他業務費用	59,888	61,645
国債等債券売却損	—	—
その他の業務費用	59,888	61,645
経費	1,241,874	1,270,420
人件費	503,051	503,357
物件費	722,043	749,027
税金	16,778	18,035
その他経常費用	683,651	296,158
貸倒引当金繰入額	509,922	264,940
貸出金償却	146,120	—
株式等償却	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	27,608	31,218
経常利益（又は経常損失）	1,188,971	1,698,328
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
負ののれん発生益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	0	1,171
固定資産処分損	0	1,171
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	1,188,971	1,697,156
法人税、住民税及び事業税	264,669	461,412
法人税等調整額	72,315	13,543
当期純利益（又は当期純損失）	851,986	1,222,200
繰越金（当期首残高）	259,228	93,945
積立金取崩額	—	—
当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）	1,111,215	1,316,145

（注）1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益はありません。
子会社との取引による費用総額　43,342千円
3. 出資1口当たり当期純利益額　300円51銭
4. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、122,429千円であります。
5. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

剰余金処分計算書

（単位：千円）

科目	令和7年3月末	令和8年3月末
当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）	1,111,215	1,316,145
繰越金（当期首残高）	259,228	93,945
当期純利益（又は当期純損失）	851,986	1,222,200
積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	1,017,269	1,012,847
利益準備金（又は利益準備金の取崩）	△5,859	△9,943
普通出資に対する配当金	(年3%) 23,128	(年3%) 22,790
優先出資に対する配当金	(年—%) —	(年—%) —
事業の利用分量に対する配当金	(—円につき—円の割合)—	(—円につき—円の割合)—
特別積立金	1,000,000	1,000,000
繰越金（当期末残高）	93,945	303,298

記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査

令和7年6月17日開催の第114回通常総代会及び、令和8年6月18日開催の第115回通常総代会で報告を行った、令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、監査法人シドーの監査を受けております。

令和7年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和8年6月19日

渡島信用金庫

理事長 伊藤新吉

報酬体系について

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、非常勤を含む理事及び監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む理事及び監事の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

① 決定方法　② 支払手段　③ 決定時期と支払総額

(2)令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額　（単位:百万円）

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	127

（注）1.対象役員に該当する理事は10名、監事3名です。（期中に退任した役員を含む）
2.左記の内訳は、「基本報酬」101百万円、「退職慰労金」26百万円となっております。
なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と、当年度に繰り入れた役員退職慰労金の合計額です。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示となる「対象職員等」は、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2.「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3.令和7年度において、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

経理・経営内容

最近5年間の主要な経営指標の推移

（単位：百万円）

科目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	3,116	3,323	3,565	3,735	3,986
業務純益	1,379	1,755	1,818	2,010	1,991
実質業務純益	1,412	1,610	1,813	1,880	1,992
コア業務純益	1,412	1,610	1,813	1,880	1,992
コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	1,412	1,610	1,813	1,880	1,992
経常利益（又は経常損失）	134	1,227	1,322	1,188	1,698
当期純利益（又は当期純損失）	88	875	945	851	1,222
純資産額	9,074	9,139	9,669	9,172	9,131
預金積金残高	201,776	208,876	212,194	214,403	209,974
貸出金残高	135,392	145,415	148,297	152,530	155,559
有価証券残高	38,689	40,923	42,772	41,026	39,253
総資産額	212,736	220,270	224,069	226,027	221,634

（注）1.業務純益=業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2.実質業務純益=業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3.コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

業務粗利益

（単位：百万円、％）

	2024年度	2025年度
資金運用収支	3,050	3,240
資金運用収益	3,559	3,849
資金調達費用	509	609
役務取引等収支	74	71
役務取引等収益	126	122
役務取引等費用	51	50
その他の業務収支	△16	△59
その他業務収益	43	2
その他業務費用	59	61
業務粗利益	3,109	3,252
業務粗利益率	1.33	1.42

（注）業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

資金運用収支の内訳

（単位：百万円、％）

	2024年度			2025年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	232,053	3,559	1.53	227,912	3,849	1.68
うち貸出金	150,238	3,292	2.19	153,243	3,517	2.29
うち預け金	35,930	64	0.17	28,848	89	0.30
うち有価証券	44,935	186	0.41	44,870	222	0.49
その他	949	15	1.66	949	20	2.13
資金調達勘定	220,374	509	0.23	216,219	609	0.28
うち預金積金	220,374	509	0.23	216,219	609	0.28
うち借用金	—	—	—	—	—	—

受取利息及び支払利息の増減

（単位：千円）

	2024年度			2025年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	83,035	72,462	155,498	52,408	237,356	289,765
うち貸出金	67,518	29,415	96,933	74,941	150,238	225,180
うち預け金	2,604	34,877	37,481	△22,009	46,709	24,699
うち有価証券	7,975	13,056	21,031	△521	35,948	35,427
その他	4,937	△4,885	51	△1	4,460	4,458
支払利息	6,238	86,040	92,278	△10,290	110,187	99,896
うち預金積金	6,238	86,040	92,278	△10,290	110,187	99,896
うち借用金	—	—	—	—	—	—

（注）残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高に含めております。

その他の経営指標

（単位：％）

	2024年度	2025年度
総資産経常利益率	0.50	0.73
総資産当期純利益率	0.36	0.52
資金運用利回	1.53	1.68
資金調達原価率	0.79	0.86
総資金利鞘	0.74	0.82
預貸率（期末）	71.14	74.08
預貸率（期中平均）	68.17	70.87
預証率（期末）	19.13	18.69
預証率（期中平均）	20.39	20.75

（注）1.総資産経常（当期純）利益率 $= \frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$　2.預貸率$= \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}} \times 100$

3.預証率$= \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}} \times 100$

子会社の概況

会社名	おしま新ビジネスサービス㈱
所在地	茅部郡森町字清澄町22番地
主な業務	渡島信用金庫の従属業務の受託
設立年月日	平成12年8月21日
資本金	1,000万円
出資比率	100%
役員数	取締役3名（うち常勤役員1名） 監査役1名
職員数	9名

〈主要業務〉
本支店間の文書・帳票類の搬送業務
建物の清掃管理業務
金庫車両の運転業務
用度品等の在庫管理・発送業務

当金庫では、子会社は当信用金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、経営収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は下記のとおりであります。

記

下記算式において、当金庫と子会社間の債権債務及び相互の取引による収益・費用は相殺消去しておりません。

資産基準$= \frac{\text{子会社の総資産額の合計額}}{\text{当金庫の総資産額}} = \frac{9\text{百万円}}{221{,}634\text{百万円}} \times 100 = 0.00\%$

経常収益基準$= \frac{\text{子会社の経常収益の合計額}}{\text{当金庫の経常収益}} = \frac{\triangle 2\text{百万円}}{3{,}986\text{百万円}} \times 100 = \triangle 0.05\%$

利益基準$= \frac{\text{子会社の当期利益の額のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の当期純利益}} = \frac{\triangle 2\text{百万円}}{1{,}222\text{百万円}} \times 100 = \triangle 0.16\%$

利益剰余金基準$= \frac{\text{子会社の利益剰余金のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の利益剰余金}} = \frac{0\text{百万円}}{1{,}316\text{百万円}} \times 100 = 0.00\%$

経理・経営内容

単体自己資本比率

自己資本比率は、経営の健全性を判断する重要な指標の一つであり、自己資本が総資産のどの程度の割合であるかを示したもので、その割合が高いほど健全性が高いといえます。自己資本比率は、海外に営業拠点を有しない金融機関は国内基準を採用し、4%と定められております。

当金庫の自己資本比率は、内部留保の着実な蓄積と、堅実な経営により、12.43%を確保しております。

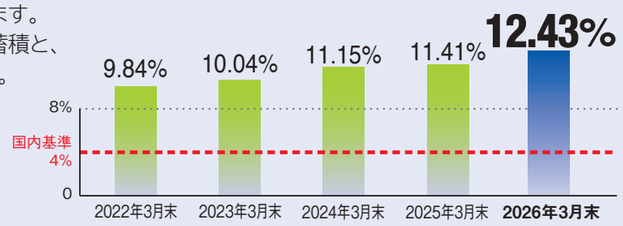

自己資本比率 **12.43%**

自己資本の充実の状況

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本につきましては、地域のお客様による（普通）出資金にて調達しております。

自己資本の構成に関する開示事項

[単体自己資本比率]

（単位：百万円）

項目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目 （1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	11,935	13,122
うち、出資金及び資本剰余金の額	773	763
うち、利益剰余金の額	11,190	12,389
うち、外部流出予定額（△）	23	22
うち、上記以外に該当するものの額	△4	△8
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	166	167
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	166	167
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 （イ）	12,102	13,289
コア資本に係る調整項目 （2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	8	8
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	8	8
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	116	134
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 （ロ）	124	143
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ）） （ハ）	11,978	13,145
リスク・アセット等 （3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	100,153	100,704
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,752	4,996
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 （ニ）	104,906	105,701
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	11.41%	12.43%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額	100,153	4,006	100,704	4,028
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	100,153	4,006	100,704	4,028
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,650	226	6,020	240
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	24,517	980	23,878	955
特定貸付債権向け				
中小企業等向け及び個人向け				
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,316	52	1,166	46
トランザクター向け	38	1	38	1
抵当権付住宅ローン				
不動産取得等事業向け				
不動産関連向け	62,046	2,481	62,604	2,504
自己居住用不動産等向け	793	31	692	27
賃貸用不動産向け	52,822	2,112	53,643	2,145
事業用不動産関連向け	8,430	337	8,267	330
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
三月以上延滞等				
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	2,417	96	2,917	116
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	69	2	67	2
取立未済手形	7	0	6	0
信用保証協会等による保証付	327	13	291	11
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等				
出資等のエクスポージャー				
重要な出資のエクスポージャー				
株式等	25	1	25	1
上記以外	3,768	150	3,721	148
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセント%で除して得た額	4,752	190	4,996	199
BI	—			
BIC	—			
ハ.単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	104,906	4,196	105,701	4,228

（注）1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4%
2.「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
6. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
7. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

経理・経営内容

■信用リスクに関する事項
（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、「信用リスク管理要領」を制定し、役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実施しております。

以上、信用リスク管理の状況については、総合リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会、審査会といった経営陣に対する報告体制を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定要領」及び「償却・引当要領」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先、及び破綻先ともに、優良担保等を除いた未保全額に対して引当しております。なお、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

[業種別及び残存期間別]

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 業種区分 / 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製造業	10,515	9,908	10,515	9,908	—	—	—	—	2,315	2,129
農業、林業	867	917	867	917	—	—	—	—	—	—
漁業	427	384	427	384	—	—	—	—	98	90
鉱業・採石業・砂利採取業	124	126	124	126	—	—	—	—	68	61
建設業	7,820	7,721	7,820	7,721	—	—	—	—	635	608
電気・ガス・熱供給・水道業	7,040	6,385	—	—	7,040	6,385	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	1,847	1,783	1,847	1,783	—	—	—	—	145	145
卸売業、小売業	7,173	7,595	7,173	7,595	—	—	—	—	536	547
金融業、保険業	11,403	12,364	5,498	6,491	5,905	5,873	—	—	—	—
不動産業	84,296	88,153	84,296	88,153	—	—	—	—	109	101
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	34	32	34	32	—	—	—	—	20	20
宿泊業	1,909	1,815	1,909	1,815	—	—	—	—	—	—
飲食業	958	874	958	874	—	—	—	—	77	63
生活関連サービス業、娯楽業	3,100	2,047	3,100	2,047	—	—	—	—	311	297
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	2,190	1,806	2,190	1,806	—	—	—	—	27	—
その他のサービス	2,689	2,633	2,689	2,633	—	—	—	—	87	75
国・地方公共団体等	42,085	41,966	14,016	14,985	28,069	26,981	—	—	—	—
個人	9,215	8,312	9,215	8,312	—	—	—	—	213	129
その他	121	126	121	126	—	—	—	—	10	11
業種別合計	193,826	194,958	152,810	155,718	41,016	39,240	—	—	4,657	4,281
1年以下	12,676	11,210	8,982	7,553	3,694	3,657	—	—		
1年超3年以下	9,794	9,117	2,622	1,918	7,172	7,199	—	—		
3年超5年以下	10,002	12,825	2,717	4,959	7,285	7,866	—	—		
5年超7年以下	7,811	6,619	2,470	2,289	5,341	4,330	—	—		
7年超10年以下	14,548	14,321	7,277	6,513	7,271	7,808	—	—		
10年超	138,989	140,861	128,738	132,483	10,251	8,378	—	—		
期間の定めのないもの	—	—	—	—	—	—	—	—		
残存期間別合計	193,826	194,958	152,810	155,718	41,016	39,240	—	—		

（注）1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2.「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
4.CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	2,387	—	2,387	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	15,102	—	15,102	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	37,150	—	37,150	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	28,053	—	9,640	—	5,650	58%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	31,769	679	27,662	172	24,517	90%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,354	14,839	2,074	179	1,316	58%
トランザクター向け	—	13,308	—	145	38	26%
不動産関連向け	97,074	—	96,677	—	62,046	64%
自己居住用不動産等向け	2,384	—	2,365	—	793	34%
賃貸用不動産向け	85,071	—	84,755	—	52,822	62%
事業用不動産関連向け	9,619	—	9,556	—	8,430	88%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	2,683	2,297	2,683	0	2,417	90%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	71	—	71	—	69	97%
取立未済手形	35	—	7	—	7	100%
信用保証協会等による保証付	4,890	—	4,890	—	327	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	10	—	25	—	25	250%
合計					96,377	

（単位：百万円）

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2025年度					
現金	2,367	—	2,367	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,876	—	8,876	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	37,584	—	37,584	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	28,365	—	10,503	—	6,020	57%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	30,187	544	26,820	47	23,878	88%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,249	14,403	1,988	179	1,166	53%
トランザクター向け	—	12,825	—	147	38	26%
不動産関連向け	100,053	—	99,631	—	62,604	62%
自己居住用不動産等向け	2,150	—	2,140	—	692	32%
賃貸用不動産向け	88,452	—	88,087	—	53,643	60%
事業用不動産関連向け	9,450	—	9,403	—	8,267	87%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	2,962	0	2,958	0	2,917	98%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	67	—	67	—	67	100%
取立未済手形	30	—	6	—	6	100%
信用保証協会等による保証付	4,075	—	4,075	—	291	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	10	—	25	—	25	100%
合計					96,977	

（注）1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
2.「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

経理・経営内容

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																					
	0%	10%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	60%	70%	75%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	150%	250%	合計
	2024年度																				
現金	2,387	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2,387
我が国の中央政府及び中央銀行向け	15,102	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	15,102
外国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	37,150	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	37,150
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の政府関係機関向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方三公社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	9,580	–	60	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	9,640
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
カバード・ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	–	–	399	–	–	–	–	–	3,310	–	–	–	21,650	–	–	2,474	–	–	–	–	27,834
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	–	–	–	–	–	–	–	145	–	–	–	1,527	–	–	–	580	–	–	–	–	2,253
トランザクター向け	–	–	–	–	–	–	–	145	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	145
不動産関連向け	–	–	424	265	5,498	5,199	281	20,061	288	25,901	4,131	18,068	–	3,322	215	–	9,531	2,691	796	–	96,677
自己居住用不動産等向け	–	–	424	265	481	–	281	–	288	–	589	35	–	–	–	–	–	–	–	–	2,365
賃貸用不動産向け	–	–	–	–	5,017	5,199	–	20,061	–	25,901	–	18,032	–	–	215	–	9,531	–	796	–	84,755
事業用不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	3,542	–	–	3,322	–	–	–	2,691	–	–	9,556
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
ADC向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	–	–	–	–	–	–	–	–	1,570	–	–	–	–	–	–	58	–	–	1,054	–	2,683
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	71	–	–	–	–	71
取立未済手形	–	–	7	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	7
信用保証協会等による保証付	1,611	3,278	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	4,890
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	25	25
合計	56,252	3,278	10,412	265	5,558	5,199	281	20,207	5,169	25,901	4,131	19,596	21,650	3,322	215	3,184	9,531	2,691	1,850	25	198,724

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																				
	0%	10%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	60%	70%	75%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	150%	250%	合計
	2025年度																				
現金	2,367	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2,367
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,876	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	8,876
外国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	37,584	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	37,584
外国の中央政府等以外の公共部門向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
我が国の政府関係機関向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方三公社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	7,438	–	3,065	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	10,503
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
カバード・ボンド向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	–	–	490	–	–	–	–	–	3,319	–	–	–	19,418	–	–	3,639	–	–	–	–	26,868
特定貸付債権向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
中堅中小企業等向け及び個人向け	–	6	951	–	–	–	–	35	87	–	–	682	–	–	–	404	–	–	–	–	2,167
トランザクター向け	–	–	111	–	–	–	–	35	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	147
不動産関連向け	–	154	832	243	5,681	5,108	156	20,931	95	28,945	4,122	18,844	–	2,846	–	–	8,877	2,789	–	–	99,631
自己居住用不動産等向け	–	154	832	243	302	–	156	–	95	–	355	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2,140
賃貸用不動産向け	–	–	–	–	5,379	5,108	–	20,931	–	28,945	–	18,844	–	–	–	–	8,877	–	–	–	88,087
事業用不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	3,767	–	–	2,846	–	–	–	2,789	–	–	9,403
その他不動産関連向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
ADC向け	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	–	–	0	–	–	–	–	–	1,406	–	–	–	–	–	–	228	–	–	1,323	–	2,958
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	67	–	–	–	–	67
取立未済手形	–	–	6	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	6
信用保証協会等による保証付	1,158	2,916	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	4,075
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	25	25
合計	49,987	3,077	9,720	243	8,746	5,108	156	20,966	4,909	28,945	4,122	19,527	19,418	2,846	–	4,339	8,877	2,789	1,323	25	195,132

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3つの機関を採用しています。

㈱日本格付研究所、日本格付投資情報センター、スタンダード&プアーズ

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位:百万円、%）

2024年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	101,952	1,469	10.000	82,395
40%～70%	57,520	12,278	10.000	55,206
75%	19,099	1,211	10.000	18,799
80%	—	—	—	—
85%	22,260	156	100.000	21,648
90%～100%	6,626	405	10.000	6,582
105%～130%	12,266	—	—	12,223
150%	1,846	—	—	1,844
250%	10	—	—	25
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	221,582	15,521	11.000	198,724

（単位:百万円、%）

2025年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	95,720	1,490	10.000	76,883
40%～70%	60,948	11,770	10.000	59,101
75%	19,807	1,267	10.114	19,527
80%	—	—	—	—
85%	20,024	31	99.408	19,418
90%～100%	7,295	388	10.000	7,186
105%～130%	11,696	—	—	11,667
150%	1,327	—	—	1,323
250%	10	—	—	25
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	216,830	14,948	10.195	195,132

（注）
「CCFの加重平均値（%）」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う担保に関する手続については、当金庫が定める「融資事務取扱基本規程」や「不動産担保評価要領」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価、管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ北海道信用保証協会保証、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する、しんきん保証基金があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める「融資事務取扱基本規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

経理・経営内容

■信用リスク削減手法に関する事項
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	263	203	952	1,118	—	—

※当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	7	6
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利等の変動により、資産・負債の価値の変動や資産・負債から発生する収益が変動し損失が発生するリスクをいいます。

当金庫では、定期的に一定の金利ショックにより金利リスク量を算出及びモニタリングし、必要な場合はALM委員会等で協議検討の上で、資産・負債に係るリスクコントロールを行っております。

○金利リスクの算定手法の概要

①流動性預金全体の金利更改の平均満期は1.25年で、流動性預金全体の金利更改の平均満期を推計するにあたり、最長の金利改定満期を2.5年としており、流動性預金への満期の割当方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

②固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関しては、行動オプション性を考慮しておりません。また、金利リスクの算出において、重大な影響を及ぼす内部モデルは使用しておりません。

③金利リスクの算出にあたり、全通貨を対象としており、集計においては、通貨間の相関は考慮せず、保守的な方法により集計しております。

■金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	—	105	—	—
2	下方パラレルシフト	483	—	904	707
3	スティープ化	1,215	1,645		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,215	1,645	904	707
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	13,145		11,978	

（注）金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

■預金科目別残高

（単位：百万円、%）

科目	2024年度		2025年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当座預金	2,441	1.13	2,306	1.09
普通預金	61,746	28.79	63,123	30.06
貯蓄預金	66	0.03	70	0.03
通知預金	90	0.04	91	0.04
定期預金	145,854	68.02	140,459	66.89
定期積金	3,246	1.51	3,043	1.44
その他の預金	957	0.44	879	0.41
合計	214,403	100.00	209,974	100.00

■預金流動性定期性別平均残高

（単位：百万円）

科目	2024年度	2025年度
流動性預金	68,687	68,539
うち有利息預金	54,880	55,393
定期性預金	151,293	147,298
うち固定金利定期預金	147,951	144,161
うち変動金利定期預金	30	30
その他	393	382
小計	220,374	216,219
譲渡性預金	—	—
合計	220,374	216,219

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■定期預金残高

（単位：百万円）

科目	2024年度	2025年度
固定金利定期預金	145,822	140,427
変動金利定期預金	30	30
その他	1	1
合計	145,854	140,459

■債務保証見返の担保別内訳

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	6	6
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
計	6	6
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	151	25
信用	—	—
合計	158	32

経理・経営内容

貸出金平均残高

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
割引手形	190	137
手形貸付	11,905	11,543
証書貸付	137,581	141,014
当座貸越	561	548
合計	150,238	153,243

貸出金使途別残高

（単位：百万円、%）

	2024年度		2025年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	102,684	67.32	105,804	68.01
運転資金	49,846	32.67	49,754	31.98
合計	152,530	100.00	155,559	100.00

貸出金業種別残高

（単位：先、百万円、%）

業種区分	2024年度			2025年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	58	10,515	6.89	55	9,908	6.36
農業、林業	8	867	0.56	8	917	0.58
漁業	29	427	0.27	25	384	0.24
鉱業、採石業、砂利採取業	5	124	0.08	5	126	0.08
建設業	104	7,669	5.02	101	7,696	4.94
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1	0	0.00	1	0	0.00
運輸業、郵便業	15	1,847	1.21	17	1,783	1.14
卸売業、小売業	101	7,167	4.69	101	7,589	4.87
金融業、保険業	8	5,498	3.60	8	6,491	4.17
不動産業	247	84,296	55.26	249	88,153	56.66
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	5	34	0.02	5	32	0.02
宿泊業	11	1,909	1.25	11	1,815	1.16
飲食業	63	958	0.62	58	874	0.56
生活関連サービス業、娯楽業	20	3,100	2.03	19	2,047	1.31
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	11	2,190	1.43	10	1,806	1.16
その他のサービス	42	2,689	1.76	40	2,633	1.69
小計	728	129,298	84.76	713	132,261	85.02
国・地方公共団体等	7	14,016	9.18	8	14,985	9.63
個人	1,923	9,215	6.04	1,838	8,312	5.34
合計	2,658	152,530	100.00	2,559	155,559	100.00

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

消費者ローン・住宅ローン残高

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
消費者ローン残高	592	563
住宅ローン残高	2,817	2,650

固定金利・変動金利区分別貸出金残高

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
貸出金	152,530	155,559
固定金利	39,715	40,279
変動金利	112,815	115,279

貸出金担保別残高

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	416	199
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	100,445	102,692
その他	—	—
計	100,861	102,891
信用保証協会・信用保険	6,768	6,121
保証	24,059	23,551
信用	20,840	22,994
合計	152,530	155,559

有価証券種類別残高

（単位：百万円）

	2024年度		2025年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	4,747	5,977	4,254	5,976
地方債	23,120	24,084	22,582	24,096
社債	13,107	14,832	12,355	14,755
株式	43	34	54	34
その他の証券	7	7	6	7
合計	41,026	44,935	39,253	44,870

有価証券時価及び評価損益

1.その他有価証券

（単位：百万円）

区分	種類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	24	14	9	35	14	20
	債券	105	105	0	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	105	105	0	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	129	119	9	35	14	20
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	40,870	44,768	△3,897	39,192	44,813	△5,620
	国債	4,747	5,981	△1,234	4,254	5,982	△1,727
	地方債	23,120	24,100	△979	22,582	24,100	△1,517
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	13,002	14,686	△1,684	12,355	14,730	△2,374
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	40,870	44,768	△3,897	39,192	44,813	△5,620
合計		40,999	44,888	△3,888	39,227	44,828	△5,600

（注）1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

経理・経営内容

2.売買目的有価証券

該当するものはありません。

3.満期保有目的の債券

該当するものはありません。

4.銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めるとともに、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

5.市場価格のない株式等及び組合出資金

（単位:百万円）

区　分	2024年度	2025年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
満期保有目的の債券 非上場外国債券	—	—
子会社・子法人等株式 及び関連法人等株式	10	10
その他の有価証券 非上場株式等	959	959
組合出資金	7	6
合　計	976	975

（注）当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に関する表については本表に内容を記載し、表の作成を省略しております。

6.有価証券の残存期間別残高

（単位:百万円）

区　分	2024年度								2025年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めの ないもの	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めの ないもの	合計
国　債	—	—	—	—	—	4,747	—	4,747	—	—	—	—	—	4,254	—	4,254
地方債	2,396	4,725	4,704	4,482	6,812	—	—	23,120	2,387	4,773	4,484	4,330	6,607	—	—	22,582
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社　債	1,256	2,447	2,580	859	458	5,504	—	13,107	1,222	2,426	3,382	—	1,200	4,123	—	12,355
株　式	—	—	—	—	—	—	43	43	—	—	—	—	—	—	54	54
合　計	3,653	7,172	7,285	5,341	7,271	10,251	43	41,019	3,610	7,199	7,866	4,330	7,808	8,378	54	39,247

7.証券化取引

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

8.派生商品取引

当金庫は、派生商品取引を行っておりません。

■信用金庫法開示債権の状況

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円、%）

区　分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)／(a)	引当率 (d)／(a−c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2024年度	4,678	4,678	2,864	1,813	100.00	100.00
	2025年度	4,111	4,111	2,779	1,331	100.00	100.00
危険債権	2024年度	33	33	33	—	100.00	—
	2025年度	606	480	342	138	79.24	52.29
要管理債権	2024年度	5	5	4	0	100.00	100.00
	2025年度	3	3	3	0	100.00	100.00
三月以上延滞債権	2024年度	5	5	4	0	100.00	100.00
	2025年度	3	3	3	0	100.00	100.00
貸出条件緩和債権	2024年度	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—
小計（A）	2024年度	4,717	4,717	2,903	1,814	100.00	100.00
	2025年度	4,722	4,596	3,126	1,470	97.33	92.10
正常債権（B）	2024年度	148,092					
	2025年度	150,996					
総与信残高 （A）＋（B）	2024年度	152,810					
	2025年度	155,718					

（注）1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6.「正常債権」（B）とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7.「担保・保証等による回収見込額」（c）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8.「貸倒引当金」（d）には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

経理・経営内容

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製造業	864	1,042	1,042	930	250	287	613	755	1,042	930	146	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	23	27	27	21	—	7	23	20	27	21	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	13	9	9	4	6	7	6	2	9	4	—	—
建設業	931	163	163	166	785	13	145	150	163	166	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	3	6	6	10	—	—	3	6	6	10	—	—
卸売業、小売業	264	438	438	227	7	259	256	178	438	227	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	20	20	20	20	—	—	20	20	20	20	—	—
宿泊業	133	—	—	—	125	—	8	—	—	—	—	—
飲食業	87	12	12	—	75	12	11	0	12	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	42	40	40	36	8	14	34	26	40	36	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	25	24	24	22	4	3	21	20	24	22	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	35	26	26	29	8	2	26	23	26	29	—	—
合計	2,446	1,813	1,813	1,469	1,273	608	1,173	1,205	1,813	1,469	146	—

（注）1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	296	166	—	296	166
	2025年度	166	167	—	166	167
個別貸倒引当金	2024年度	2,446	1,813	1,273	1,173	1,813
	2025年度	1,813	1,469	608	1,205	1,469
合計	2024年度	2,743	1,980	1,273	1,470	1,980
	2025年度	1,980	1,637	608	1,372	1,637

■貸出金償却の額

（単位：千円）

貸出金償却	2024年度	146,120
	2025年度	—

（注）個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を相殺した後の計算を記載しております。

開示項目索引

■金庫の概要及び組織に関する事項
(1)経営理念・経営方針……2
(2)事業の組織……4
(3)理事・監事の氏名及び役職名……4
(4)総代・総代会……14・15
(5)事務所の名称及び所在地……16
(6)自動機器設置状況……17

■金庫の主要な事業の内容……18～21

■金庫の主要な事業に関する事項
1.直近の事業年度における事業の概況……3
2.直近の5事業年度における主要な事業の状況
(1)経常収益……30
(2)経常利益又は経常損失……30
(3)当期純利益又は当期純損失……30
(4)業務純益……30
(5)実質業務純益……30
(6)コア業務純益……30
(7)出資総額及び出資総口数……4
(8)純資産額……30
(9)預金積金残高……30
(10)貸出金残高……30
(11)有価証券残高……30
(12)総資産額……30
(13)単体自己資本比率……32
(14)出資に対する配当金……4
(15)役職員数……4
(16)会員数……4
3.直近の2事業年度における事業の状況
(1)主要な業務の状況を示す指標
①業務粗利益及び業務粗利益率……30
②資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支……30
③資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利鞘……30・31
④受取利息及び支払利息の増減……31
⑤総資産経常利益率……31
⑥総資産当期純利益率……31
(2)預金に関する指標
①預金科目別残高……39
②流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高……39
③固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高……39
(3)貸出金等に関する指標
①手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高……40
②固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高……41
③担保別の貸出金残高及び債務保証見返額……39・41
④使途別の貸出金残高……40
⑤業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合……40
⑥預貸率の期末値及び期中平均値……31
⑦消費者ローン・住宅ローン残高……40
(4)有価証券に関する指標
①有価証券の種類別の残高……41
②有価証券の種類別の平均残高……41
③預証率の期末値及び期中平均値……31
(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額……44
(6)貸出金償却の額……44

■金庫の事業の運営に関する事項
(1)リスク管理態勢……5
(2)コンプライアンス（法令等遵守）態勢……6
(3)反社会的勢力に対する基本方針……6
(4)個人情報管理……6
(5)地域金融円滑化に係る取組について……10
(6)地域密着型金融について……7
(7)金融ADR制度への対応……6・7
(8)利益相反管理方針について……7
(9)中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組状況……10
(10)マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策への対応について……7

■金庫の直近の2事業年度における財産の状況
1.貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書……24～29
2.信用金庫法開示債権の状況……43
3.金融再生法で定められた開示債権……43
4.次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
(1)有価証券……41・42
(2)金銭の信託　「該当ありません」
(3)規則第102条第1項第5号に掲げる取引　「該当ありません」

■自己資本の充実の状況
1.自己資本調達手段の概要……32
2.自己資本構成に関する事項……32
3.自己資本の充実度に関する評価方法の概要……33
4.自己資本の充実度に関する事項……33
5.信用リスクに関する事項……34
(1)信用リスクに関する主な種類別の期末残高……34
(2)標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳……35
(3)標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳……36
(4)信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要……37
6.信用リスク削減手法に関する事項……38
7.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項……38
8.オペレーショナル・リスクに関する事項……5
9.銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要……42
10.金利リスクに関する事項……38

■その他
1.手数料一覧……22
2.地域貢献活動・トピックス……8～13
3.子会社の概況……31
4.沿革・歩み……23
5.報酬体系について……29